



11月13日提出  
申9号

# 改ざんの次は隠蔽か！？

## 再発防止と責任の所在を求める！

### 労働時間の改ざん及び賃金未払いに関する緊急申し入れ

未払い賃金の支払いを求めた申6号の団体交渉において、新潟支社は故意ではないとしながらも労働時間の改ざんがあったこと、違法状態にあったことを認めました。

賃金未払いという社会的な信用失墜につながる事象であるにも関わらず、当該社員にのみ説明を行うことで済ませようとしている会社の姿勢は隠蔽と言わざるを得ません。

賃金未払いを発生させた責任の所在を明らかにし、労使の信頼関係を崩す事象を二度と発生させないために、11月13日に申9号を提出しました。

#### ■ 申9号 申し入れ項目 ■

1. 労働時間の改ざんによる賃金未払いが発生したことを全社員に周知すること。
2. コンプライアンスの観点から労働時間の改ざんによる賃金未払いがあった今事象を、毎年開催されるコンプライアンス説明会の教育テーマとすること。
3. 労働時間の改ざんによる賃金未払いに関係した社員数及び未払い賃金の総額を明らかにすること。

# 東日本ユニオンは企業犯罪を許しません！